平成２６年（フ）第５２５４号
大阪市港区八幡屋２丁目14番12―303号
債務者　池田　順二
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２６５号
大阪府東大阪市荒川３丁目６番16号　橋本文化１階西端室
債務者　石原　隆宏
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２０号
大阪市城東区中央３丁目３番12―101号
債務者　木下　香織
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８２号
大阪府門真市常称寺町28番15号　Ａｐｒｉｌｅ202号、前住所大阪府枚方市東牧野町11番１―309号
債務者　那賀　智子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３号
大阪市住之江区御崎６丁目６番24号サンシャイン中野302
債務者　白川恵こと　金　　正愛
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３号
大阪府池田市城南３丁目８番11―506号
債務者　丸石　江奈
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７号
大阪市生野区勝山南２丁目６番39号　３Ｆ
債務者　**廣**澤かほる
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３９号
大阪府高槻市八幡町６番35号　Ｄ＆Ｋハイツ205号
債務者　石神　春子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３号
大阪府東大阪市吉田２丁目７番５号
債務者　石原　悠佑
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７号
大阪府箕面市新稲６丁目11番９号　211号
債務者　石井　　学
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１４号
埼玉県上尾市浅間台１丁目17番地２　マロン・ローズ北上尾205
債務者　粳田　正三
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
山形県米沢市春日１丁目１番13号オレンジマンション207号室
債務者　古山　孝子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１０２号
山形県米沢市大字口田沢834番地の１
債務者　佐藤　政則
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１０３号
山形県米沢市大字口田沢834番地の１
債務者　佐藤　利子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第６１４号
埼玉県川越市砂新田１丁目13番地46　アヴァンセ302号室
債務者　小曽根英二
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６２２号
埼玉県坂戸市関間３丁目12番46―３号　ハイツ鶴ヶ丘Ｄ―102号室
債務者　佐藤　真美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７９８号
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地１棟406号
債務者　渡邉　茂水
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字大頓1280番地
債務者　大底　美樹（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部